

知るか
存す
ごで

児童扶養手当 特別児童扶養手当

児童扶養手当

児童扶養手当とは、離婚・死亡・遺棄などの理由で父親と生計をともにしていない児童の、健やかな成長と生活の安定、自立を促進するための手当です。
※受給資格があっても、請求しない限り支給されません。

■受給資格者

日本国内に住所があり、次の支給要件のいずれかに該当する児童（18歳（年度中）、または20歳未満で政令の定める程度の障がいのある方）を監護（保護者として生活の面倒を見ること）している母、または養育者。
※各種公的年金、遺族補償との併給はできません。

※受給資格者本人・同一住所地の扶養義務者（住民票を世帯分離している場合も含む）の所得が、所得制限以上になると受給できません。

（支給要件）

- 父母が婚姻を解消した児童
- 父が死亡した児童で、遺族補償が受けられない児童
- 父が重度の障がいがあり、か

つ障害年金の加算対象となっていない児童

○ 父の生死が明らかでない児童

○ 父に1年以上連絡がとれず養育を放棄されているか、父が1年以上刑務所等に拘禁されている児童

○ 母が婚姻せずに生まれた児童

○ 母が児童を妊娠した当時の事情が不明である児童

■ 手当の支給

○ 支給額

〈支給対象児童1人の場合〉

・ 全部支給

↓ 月額 4万1720円

・ 一部支給（所得により変動）

↓ 月額 4万1710円

9850円

〈支給対象児童2人以上の場合〉

全部または一部支給それぞれの額に、第2子には5千円、第3子以降は1人につき3千円が加算されます。

○ 支給時期

認定請求月の翌月分から支給され、年3回（4月・8月・12月）に分けて支給されます。

児童扶養手当・所得制限限度額表

扶養人数	受給資格者本人		《扶養義務者》
	全部支給所得制限額	一部支給所得制限額	所得制限額
0人	19万円未満	192万円未満	236万円未満
1人	57万円未満	230万円未満	274万円未満
2人	95万円未満	268万円未満	312万円未満
3人	133万円未満	306万円未満	350万円未満
4人	171万円未満	344万円未満	388万円未満
5人	209万円未満	382万円未満	426万円未満

※受給資格者本人、配偶者および同居している扶養義務者（父母、子、祖父母、兄弟など）の前年分（1～6月までの間に請求するときは前々年分）の所得により、その年の8月から翌年7月までの一年分の支給額が決定されます。所得制限限度額以上であるときは、手当の支給が制限されます。

■現況届の提出（毎年8月）

その年の8月分から翌年7月分までの手当を受ける資格を確認するため、現況届の提出が必要となります。

8月中に提出がない場合には、8月以降の手当が停止され、2年以上提出がない場合には受給資格を失います。

■長期受給の支給制限

受給開始後5年経過した場合、または支給要件に該当してから7年経過したときは、手当の支給額が2分の1減額されます。ただし、就労または就職活動している場合、疾病などにより就労が困難な状況にある場合などは、支給停止除外の申請が可能です。

対象者には、別途通知が届きますので、期限までに必要書類を提出してください。提出が遅れた場合には、遅れた月分の手当が減額になることがあります。

児童手当の

手続きをお忘れなく！

児童手当は、12歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童（小学校修了前の児童）を養育している方で、一定の所得を超えない場合に支給されます。

出生などにより新たに受給資格が生じたときは、認定請求手続きを忘れないように済ませてください。

※公務員の方は、勤務先での手続きとなります。

●支給月額

・ 3歳未満は一律1万円です。

・ 3歳以上が第1子5千円、第2子5千円、第3子以降1万円です。

●支給開始

・ 出生日から15日以内に手続きした場合：出生月の翌月分から支給

・ 上記以外の場合：認定請求書の提出月の翌月分から支給

●認定請求方法

次の必要書類を持参して、児童福祉課窓口で認定請求手続きしてください。

▼印かん

▼手当の振込先となる請求者名義の金融機関口座のわかるもの（ゆうちょ銀行は除く）

▼健康保険被保険者証の写し（請求者が厚生年金などの加入者の場合）

▼児童手当用所得証明書（最近転入された方の場合、申請時期により必要になる場合があります）

※添付書類は後日提出いただいてもかまいません。まずは、手続きが遅れることのないよう窓口へお越しください。